

IV 資金を必要とするとき

1 貸付事業について

組合員が臨時に資金を必要とするときは、目的に応じ各種の貸付制度が利用できます。

種別	申込事由	限度額 償還回数 利率(年利)	添付書類等
一般	組合員が、物品の購入等、臨時に資金が必要となったとき ※一般貸付けは、貸付けを受けてから <u>2年間は借換えできません。</u>	200万円 120回以内 1.32%	必要額が確認できる書類(写)(契約書、注文書、請求書、請求書、支払日が概ね1か月以内の領収書) *見積書は不可 *送金額が100万円未満の場合は、省略可
教育	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が、学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く)、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校又は理事長が定める要件に該当する外国の教育機関に入学又は修学するために資金が必要となったとき	550万円 ※1学年で必要とする額 250回以内 1.32%	次の①と②の書類が必要です。 ①在学証明書(学生証は不可。在学証明書が発行されない時点では合格通知書(写)又は入学許可書(写)) ②1学年以内に必要とする経費及び納入期限が確認できる書類(写) ・授業料等(納入通知書(写)、学費明細書(写)) ・家賃や下宿代(契約書等の必要経費が分かる書類(写)) ・通学定期代(定期券(写)) *申込時点で未購入の場合は、金額が確認できる書類を提出し、購入後に定期券(写)の提出が必要 ・申込日から概ね1か月以内に支払った経費を申込金額に含める場合は領収書(写)が必要
災害	組合員又は被扶養者が、水震火災、その他非常災害を受け、資金が必要となったとき ※り災事実発生から3か月以内	200万円 120回以内 0.99%	り災証明書(写)
医療	組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹もしくは父母(配偶者の父母を含む)が、医療を受けるために資金が必要となったとき	120万円 110回以内 1.32%	医療費を要する事実を証明する書類 ・医師の診断書(写) ※発行日から1か月以内
結婚	組合員又は子が、結婚にあたり資金が必要となったとき ※結婚の前後6か月以内	200万円 120回以内 1.32%	次の①又は②と③の書類が必要です。 ①婚姻前の申込みの場合 ・結婚する事実を確認できる書類(式場の挙式申込受理書(写)等) ②婚姻後の申込みの場合 ・婚姻の事実を確認できる書類(婚姻届受理証明書等) ③必要額が確認できる書類(写)(契約書、請求書、支払日が概ね1か月以内の領収書)
葬祭	被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母(配偶者の父母を含む)の葬祭を行うため資金が必要となったとき ※死亡日から2か月以内の葬祭	200万円 120回以内 1.32%	次の①と②の書類が必要です。 ①葬祭対象者の死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類(戸籍謄本等) ②必要額が確認できる書類(写)(契約書、注文書、請求書、請求書、支払日が概ね1か月以内の領収書)
特別	再任用組合員等(臨時的任用職員、定年前再任用短時間勤務職員など)の任期を定めて任用される職員が臨時に資金が必要となったとき ※任用期間の範囲内で返済が可能な金額・償還回数が上限となります。	200万円 残任期月数の範囲内 1.32%	次の①と②の書類が必要です。 ①任期が確認できる発令通知書等(写) ②送金額が100万円を超える場合は、必要額が確認できる書類(写) ※任用が引き続く予定の場合でも償還回数は、申込時点で発令されている期間です。

住宅関連の貸付け	住宅	組合員が、自己の用に供する住宅・敷地の購入や新築・増改築・修理又は借入（敷金）をするために資金が必要となったとき	1,800万円 360回以内 1.32%	<p>●住宅貸付け等の添付書類については、新築、マンション購入、修理等の申込事由ごとに異なるため「住宅貸付けのしおり」を作成しています。住宅貸付けを申し込まれる場合は、事前に資料を請求してください。「住宅貸付けのしおり」及び申込書類等を通郵便で送付します。</p> <p>●住宅貸付け等は、貸付後、6か月以内に完了報告の提出が必要です。</p> <p>※貸付限度額は、組合員期間等により組合員ごとに算出します。</p> <p>※住宅貸付けは、受付日が決まっています。「住宅貸付けのしおり」に受付日程表を同封しますので、日程を確認のうえ、事前に予約してください。</p>
	介護構造住宅	組合員が要介護者に配慮した構造を有する自己の用に供する住宅の新築等をするために資金が必要となったとき	300万円 360回以内 1.06%	
	住宅災害	組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が、水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、復旧に資金が必要となったとき	1,900万円 360回以内 0.99%	

(1) 貸付申込手順

下記の条件、次ページの注意事項等を確認のうえ、下表の必要書類等を持参のうえ、**組合員本人が貸付担当窓口で申し込みください。**郵送等での受付は行っていません。

※住宅貸付け・介護構造住宅貸付け・住宅災害貸付け（住宅関連の貸付け）については、一般貸付け等と貸付申込書が異なりますので、ご注意ください。

必要書類等	受付時間等	貸付日（送金日）
①貸付申込書（所属所長の証明が必要） ②貸付借用証書 ③貸付事業における個人情報に関する同意書 ④借入状況等申告書 ⑤最新の給与支払明細書 ⑥組合員等番号が分かる本人資格確認書類等 （組合員証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルで出力した「医療保険の資格情報」のいずれか一つ） ⑦送金先の金融機関等が確認できるもの （通帳や口座番号等が確認できるカード等） ⑧申込書に使用した印鑑（ゴム印等不可） ⑨その他、貸付種別ごとに必要な添付書類	住宅関連以外の貸付け 9:30～17:00 （12:00～13:00 除く） 締切日：毎月 10 日 ※土・日・祝日の場合は直前の平日に繰上げ	毎月 26 日 ※土・日・祝日の場合は直前の平日に繰上げ
	住宅関連の貸付け 受付日が決まっていますので、「住宅貸付けのしおり」に同封する「住宅貸付申込受付日程表」で日程を確認のうえ、事前に予約してください。	

(2) 貸付けの条件

ア 組合員期間が申込みをする月を含めて引き続いて6か月以上あること

イ 償還内容等が以下の条件を満たしていること

- ・公共済の毎月償還の1か月の総額が給料月額 $\frac{3}{10}$ 以内
- ・公共済のボーナス償還金の1回の総額が給料月額 $\frac{6}{10}$ 以内
- ・公共済へ返済年額と、共済組合以外の金融機関等への返済年額の合計が、給料月額の4.8倍以内

ウ 支部長が償還（返済）の確実性があると認める者であること

※支部長が償還の確実性があると認められない者とは

1. 現に給与の差押えを受けている者
2. 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者
3. 過去に貸付保険の適用を受けた者
4. 破産又は民事再生に関する一連の手続きを予定、既に手続きを行った者
5. 前各号に掲げるほか、支部長が債務不履行に至る恐れがあると認めた者

【注意事項等】

- 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付けの未償還元金と申込金額の合計額が700万円を超える申込みはできません。
- 生活費の補てんや借金の返済等には利用できません。
クレジットカード払いや、自動車購入等で既にローンを組まれている金額は対象外です。
- 申込限度金額は、各種別の限度額以下かつ必要額の範囲内で、**10万円単位**（10万円未満切捨て）です。
例）300万円の自動車購入で145万円をローン、残り155万円を一括で支払う（カード払いを除く。）場合
申込限度額：150万円（ローンを組まれている額は貸付対象外。必要額の10万円未満切捨て）
- **再任用組合員等（臨時的任用職員、定年前再任用短時間勤務職員など）の任期を定めて任用される職員は、特別貸付けのみ利用できます。**
特別貸付けの限度額は「給料月額×3/10×貸付月の翌月から起算した残任期月数」、償還限度回数は「貸付月の翌月から起算した残任期月数」です。
残任期月数は、貸付申込時点で発令されている期間になります。その後、任期が引き続き予定であっても残任期月数には含めません。再任用勤務も年度ごとの更新のため、年度ごとに計算します。
例）9月貸付けで、任期が翌年3月31日までの場合、10月～翌年3月の6か月となります。
- 育児休業期間中及び介護休業期間中も申込みできます。
- 貸付けを受けている者は借換えする場合を除き、当該貸付けと同一種類の貸付けはできません。

(3) 償還（返済）方法について

- ・ 定期償還……償還金は、給料やボーナスから控除します。
- ・ 繰上償還……貸付金の一部、若しくは全額を繰り上げて償還できます。
- ・ 即時償還……借受人が一定の事由に該当した場合には直ちに全額を償還していただきます。

ア 定期償還

※償還方法（回数・償還額・ボーナス併用）は、貸付後に変更できませんので、ご注意ください。

(ア) 毎月償還

貸付月の翌月の給料から元利均等額で控除します。

申込みにあたっては、公共済の貸付償還金の1か月の総額が給料月額の30%（3/10）以内になるようにしてください。

(イ) ボーナス併用償還

貸付金が100万円以上の場合は、ボーナス償還の併用ができます。

毎月償還と併せて、6月・12月のボーナスから元利均等額で控除します。

ボーナス償還額は、貸付額の50%以内で50万円単位となります。

償還回数は毎月償還回数の1/6の範囲内で、1回あたりの貸付償還総額が給料月額の60%（6/10）以内になるようにしてください。

(ウ) 償還年額の限度額

公共済の貸付償還金の1年間の合計額 { (毎月償還額×12) + (ボーナス償還額×2) } に、民間の金融機関等へ返済する1年間の返済額を合算した額が、給料月額の4.8倍を超える申込みはできません。

(エ) 育児休業、介護休業、配偶者同行休業の場合の償還猶予と復職後の償還

「償還猶予申出書」の提出により、償還を猶予します。

ただし、府費負担及び大阪市、堺市費負担教職員の育児休業者は申出不要です。（自動的に猶予）

なお、猶予した償還金は、復職後、猶予した期間の償還額と通常月の償還額を併せて給料から自動的に控除します。ボーナス償還の猶予分も、同様に復職後のボーナスから控除します。

(オ) 疾病やケガによる無給休職の場合の償還、償還猶予

給与支給機関からの償還金の控除不能の報告に基づき、毎月振込書を送付しますので、銀行等から振り込んでください。

ただし、公共済が傷病手当金・附加金を支給する間は、申出により傷病手当金等から控除することができます。傷病手当金等からの控除を希望される場合は「貸付金控除依頼書」を提出してください。傷病手当金等の受給期間が終了した場合は、振込書を送付しますので銀行等から振り込んでください。なお、傷病手当等の受給が満了した場合は、償還を猶予できますので、猶予を希望される場合は「償還猶予申出書」を提出してください。

イ 繰上償還

(ア) 一部繰上償還…未償還額の一部を繰り上げて償還します。(年2回受付)

受付期間	5月中・11月中
振込期間	7月上旬・1月上旬

一部繰上償還を希望する場合は、「一部繰上償還申出書」に「最新の給与支払明細書(写し)」を添えて郵・递送で提出してください。所属所の本人あてに递送便で振込書を送付しますので、銀行等から振込んでください。

(イ) 全額繰上償還…未償還額の全額を繰り上げて償還します。(毎月受付)

全額繰上償還を希望する場合は、「全額繰上償還申出書」を全額繰上償還希望月の前月25日までに提出してください。償還希望月の前月末から償還希望月の月初めに振込書を送付しますので、銀行等から振込んでください。

振込期間は毎月1日から20日までです。(土・日・休日の場合は直前の平日)

ウ 即時償還

借受人が下記の事由に該当したときは、未償還元利金の全額を即時に償還していただきます。

- ・組合員の資格を喪失したとき
- ・申込みの内容に偽りのあることが認められたとき
- ・住宅貸付け等で貸付規程による完了報告書を提出しないとき
- ・住宅貸付け等の対象物件の所有者が他に移転したとき
- ・その他貸付規程に違反したとき

(4) 貸付金利率等について

ア 貸付金利率

利率は、公共済の貸付規程で定めており、この利率は、地方公務員共済組合連合会が定める基準利率(*)の変動に応じ変動します。(変動利率)

*基準利率とは、退職等年金給付の額の算定の基礎となる給付算定基礎額のうち利子を求めるための率です。

イ 貸付金保険料

平成19年4月以降の貸付分(新規・借換え)から貸付金保険料が一部借受人負担となり、貸付金利率に貸付金保険料充当金率 年0.06%(平成19年4月～)を加算します。

	年利(令和7年4月現在) (保険料充当金率 0.06%を含む。)
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	1.32%
住宅災害・災害貸付け	0.99%
介護構造部分に係る貸付け	1.06%

※ 東日本大震災に伴う貸付け等、上表に記載のない利率については、公共済ホームページをご覧ください。

(5) 既に借受中で新たに貸付けを希望する場合〔借換制度〕

同じ種類の貸付けの借換えを申し込む場合は、新規の貸付金から借受中の未償還額を差し引いた額を送金します。

(例) 一般貸付けの場合〔貸付限度額200万円〕

未償還額	358,668円
+ 必要額	<u>1,700,000円</u>
	2,058,668円 → 〔申込額200万円〕

2,000,000円(申込額) - 358,668円(未償還額) = 1,641,332円 〔送金額 1,641,332円〕

なお、一般貸付けについては、前の貸付日から2年以上経過するまで借換えはできません。

(6) 団信制度(「団体信用生命保険」+「債務返済支援保険」)について【任意加入】

○団体信用生命保険(「だんしん」)

団体信用生命保険(「だんしん」)とは、組合員が貸付償還中に万一死亡したり、一定の障害状態となった場合に、保険会社が組合員に代わって貸付未償還額を弁済する保険です。

○債務返済支援保険

債務返済支援保険とは、「だんしん」の適用を受けている組合員が、病気・傷害または所定の精神障害により就業障害状態となったとき、貸付金の返済金相当額(平均返済月額)が保険金として加入者に支払われる保険です。

ア 対象貸付け

住宅・住宅災害・介護構造住宅・教育

イ 適用資格

貸付金額が50万円以上であって、適用申込の際、健康状態が定められた告知事項に合致すること等が必要です。詳しくは「団信制度適用申込の手引」をご確認ください。

ウ 保険料

保険料は、毎年1回12か月分を適用者が指定する口座から引き落とします。また保険料については、適用者の規模等により毎年見直します。

(ア) 団体信用生命保険(だんしん)

貸付金額10万円につき月額20円(R7.4現在)、保険料は元金の減少に伴い減っていきます。

(例) 貸付金額520万円のときの初年度保険料は

$$520 \text{ 万円} \div 10 \text{ 万円} \times (20 \text{ 円} \times 12 \text{ か月}) = 12,480 \text{ 円 (年額)}$$

(保険料は所得税の生命保険料控除の対象外です。)

(イ) 債務返済支援保険

毎月の返済額とボーナス返済額の年間合計額を12で除した返済金相当額1万円あたり月額107円(R7.4現在)

(例) 返済金相当額30,000円の場合

$$30,000 \text{ 円} \div 10,000 \text{ 円} \times (107 \text{ 円} \times 12 \text{ か月}) = 3,852 \text{ 円 (年額)}$$

(保険料は、控除限度額以内で介護医療保険料控除の対象となります。)

エ 申込手続き

貸付申込時に「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」を提出してください。保険料引き落としのため、金融機関への届出印が必要です。中途加入は、毎年10・11月の2か月間のみの受付となります。債務返済支援保険のみの中途加入はできません。

2 住宅貸付けの条件等について

詳細は「住宅貸付けのしおり」をご確認ください。

(1) 住宅貸付けの条件

- ・ 🏠 IV-2ページの「(2) 貸付けの条件」に該当すること
- ・ 組合員が居住するため、住宅の購入や新築、修理等に資金を必要とする場合
- ・ 貸付対象物件から現在の所属所への通勤が可能であること
- ・ 住宅用敷地の購入の場合、貸付後5年以内に住宅建築を完了すること
- ・ 貸付対象物件の購入代金、工事費用等に未払金があること

(2) 貸付限度額

貸付金額は10万円を単位とし、10万円から最高1,800万円までです。

ただし、購入等物件代金の未払金額（原則として最終代金）の範囲内です。また金融機関等からの借入を予定している場合は、その額を差し引いた範囲内となります。

貸付限度額は、組合員期間又は仮定退職手当の額から算出し、いずれか高い方が貸付限度額になります。算出額が、1,800万円以下の場合はその額の10万円未満の端数を切り捨てた額、また1,800万円を超える場合は1,800万円が上限です。

ア 組合員期間により算出する方法

組合員期間	計算方法	最高限度額
6か月以上3年未満	給料月額×10	算出した額が1,800万円を超えるときは1,800万円
3年 以上5年未満	給料月額×15	
5年 以上10年未満	給料月額×25	
10年 以上20年未満	給料月額×35	
20年 以上	給料月額×45	

※ 給料月額について

算出基礎となる給料月額には、教職調整額（4%）を含みます。ただし、地域手当や、管理職手当等は含みませんのでご注意ください。

(府費負担教職員の場合は、給与明細書の「給料月額」欄でなく「給料」欄の額です。)

※ 組合員期間について

貸付申込みの日の属する月を含めて引き続いて6か月以上必要です。

地方公務員等共済組合法に基づく他の共済組合又は国家公務員共済組合法に基づく共済組合の期間を含みます（ただし、退職手当の支給を受けていないことが条件）が、これ以外の共済組合（私立学校教職員共済組合等）の組合員期間は含みません。なお、休職・育児休業期間は組合員期間に含みます。

イ 仮定退職手当に基づき算出する方法

一般的に上記アの方法による限度額の方が、仮定退職手当に基づき算定する限度額より高くなるため、原則アの方法により限度額を算出します。仮定退職手当に基づき算出する限度額を希望する場合は、所属所において、自己都合の場合の退職手当支給率で退職手当を算出のうえ、退職手当条例の条文と支給率の表を添付し、原本に相違ないことの所属所長の証明を受けてください。

(3) 介護構造住宅の場合の貸付限度額の特例

対象物件が在宅介護のための構造・設備を備えるために必要な額の範囲内で、その金額が300万円を超えるときは、300万円が貸付限度額となります。なお、住宅貸付けの限度額とは別枠扱いです。

(4) 住宅が災害にあった場合の貸付限度額の特例

組合員が居住している住宅又は住宅の敷地が、水震火災その他の非常災害により、り災後1年以内に新築等をする場合の貸付限度額は、次の2つの場合によって異なります。

- ア 損害程度が5分の1以上 → 前記(2)で算出した額の2倍に相当する額で上限額は1,900万円
 - イ 損害程度が5分の1未満 → 前記(2)で算出した額の1.5倍に相当する額で上限額は1,800万円
- 注) 損害程度5分の1以上の場合の貸付利率は、通常の住宅貸付けより低利の「住宅災害貸付け」の取り扱いができます。ただし、5分の1未満の場合の貸付利率は通常の住宅貸付けと同じです。

3 その他

(1) 借入状況等申告書及び貸付事故者等の所属所長通知の実施について

借入状況等申告書は、公共済の貸付償還額の1年間の合計額に民間の金融機関等への1年間の返済額を合算した額を自己申告いただく書類です。また、貸付申込時の添付書類の虚偽が判明した場合や貸付保険事故が発生した場合、貸付規程に違反した場合に所属所長に通知することとしており、あらかじめ借受人の同意をもらうための書類を兼ねています。

(2) 貸付金保険料充当金率とは

公共済の貸付事業は、組合員の年金資産(退職等年金経理)を財源として運営しています。貸付金の債権を保全するため、現在、保証人や担保権の設定を行わない代わりに、公共済が保険会社と貸付保険契約を締結しており、その保険料の一部を借受人が負担することとしています。これは、民間金融機関における「保証料」に相当するものです。

貸付保険料の一部を負担するための一定の利率を「貸付金保険料充当金率」といい、その率を貸付金の利率に加算し、毎月の給与及びボーナスの償還金とあわせて徴収します。

(3) 償還状況の確認について

個人情報保護のため、電話での照会には応じません。貸付決定時または一部繰上償還時に送付する「償還表」でご確認ください。

府教育庁及び府立学校については総務事務システム(SSC)で確認できます。

SSC

(4) 「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の発行について

住宅貸付け又は住宅災害・介護構造住宅貸付けを10年以上の償還期間で借受けた方については、公共済より「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を送付します。

証明書は「住宅借入金等特別控除」(確定申告、年末調整)の添付書類となりますので大切に保管してください。

〔発行予定時期〕

貸付けを受けた年(1回目) ⇒ 翌年1月頃に送付

貸付けを受けた翌年以降(2回目以降) ⇒ 毎年10月頃に送付

※「年末残高等証明書」は、上記対象者に自動的に発行しますが、所得額や、購入時期、物件等により控除対象にならない場合があります。詳しくは税務署でご確認ください。

※「完了報告書」の提出がない場合、年末残高等証明書の発行はできません。

(5) 退職・転出の場合の貸付金の償還手続き

ア 退職する場合

未償還金は、退職手当から控除します。退職手当から控除しきれない場合は、振込書を送付しますので、不足分を自己資金で償還してください。

※退職手当が支給されるまでの月数に応じ、利息を加算します。

なお、退職までに全額繰上償還を希望する場合、退職月の全額繰上償還はできません。

例) 3月31日退職の場合、3月の全額繰上償還はできません。

イ 他府県の公共済〈他支部〉へ転出する場合

届出により、転出先支部で引き続き償還できます。ただし、退職手当が支給される場合は、退職手当から控除します。

提出書類 ⇒ 「借受人異動届出書」

ウ 地方職員共済組合大阪府支部へ転出する場合

引き続き給与等から控除します。

提出書類 ⇒ 「徴収嘱託申出書」

エ 他の共済組合へ転出する場合

未償還金を一括返済してください。ただし、退職手当が支給される場合は、退職手当から控除します。また、返済資金を転出先の共済組合で借りる場合は、大阪支部発行の「貸付金残高証明書」が必要となりますので、貸付担当までご連絡ください。

※大阪支部への償還が完了するまでの月数に応じ、利息を加算します。

(6) 全額償還後（完済）の借用証書について

貸付申込時に提出された借用証書は、返済が終わった翌月に返付します。在職者は所属所へ、退職者は自宅へ送付します。

(7) 高額医療・出産貸付けについて

高額医療・出産貸付けは、それぞれの給付金支給時に、貸付金を一括して控除します。高額医療・出産貸付けについては、任意継続組合員を含む全種別の組合員が利用できます。

高額医療・出産貸付けを希望される場合は、一般貸付け等と手続きが異なるため、貸付担当までご相談ください。

ア 高額医療貸付け

組合員本人又はその被扶養者が、「高額療養費」の支給の対象となる医療費の支払いのため資金を必要とする場合に、貸付けを受けることができます。

「限度額適用認定証」を利用した場合、高額医療貸付けは利用できません。高額療養費及び限度額適用認定書については、Ⅲ-7ページをご覧ください。

イ 出産貸付け

組合員が「出産費又は家族出産費」の支給を受ける見込みがあり、かつ、次のいずれかに該当し、出産に係る支払いのため資金が必要な場合に、貸付けを受けることができます。

(ア) 貸付日が出産予定日まで2か月以内（多胎妊娠の場合4か月以内）の組合員又は被扶養者を有する組合員

(イ) 妊娠4か月（85日）以上の組合員又は被扶養者を有する組合員で、異常分娩又は母体保護法に基づく妊娠4か月以上の胎児の人工中絶により医療機関等に一時的な支払いが必要となった場合

出産費等の「直接支払制度又は受取代理制度」を利用する場合、出産費等を組合員ではなく医療機関等に支払うため、出産貸付けは利用できません。出産費等については、Ⅲ-3ページをご覧ください。